

盗難保険普通保険約款および特約集

S0044-00-20 2312 2,000 (マ)

このたびは、セコム損保の盗難保険をご契約いただきありがとうございます。

ご契約いただきました保険証券が出来上がりましたので、お届け致します。

この「普通保険約款および特約集」は、盗難保険の普通保険約款および特約をとりまとめたもので、ご契約いただきました保険契約についての大切なことがらが記載されておりますので、ご一読のうえ保険証券とともに保管くださいますようお願い申し上げます。(この冊子に記載された特約以外の特約があるときは、証券に添付してあります。)

信頼される安心を、社会へ。

SECOM セコム損害保険株式会社

— 目 次 —

◎盗難保険普通保険約款	1
◎特約	8
○自動的に付帯される特約	8
1. 商品・製品等包括契約特約	8
2. 事業用通貨・小切手等包括契約特約	8
3. 事業用特定動産契約特約	8
4. 生活用特定動産契約特約	8
5. 家財一式契約特約	9
6. 自動二輪車等収容場所外危険補償特約	9
7. 告知等変更特約 自動付帯	9
8. 万引危険補償特約	12
9. 不在危険補償特約	12
10. 機械警備条件付不在危険補償特約	13
11. 168時間までの機械警備条件付不在危険補償特約	13
12. 施設中危険のみ補償特約	13
13. 営業時間外の金庫外危険補償対象外特約	13
14. 営業時間外の金庫内危険のみ補償特約	13
15. 営業時間内危険補償対象外特約	13
16. 金庫外危険補償対象外特約	13
17. 金庫外の盗難危険に関する縮小支払・支払限度額特約	13
18. 金庫外の盗難危険補償対象外特約	14
19. テロ危険等補償対象外特約 自動付帯	14
20. 支払限度額特約	14
21. 他保険優先払特約	14
22. 特殊景品追加特約	15
23. 自販機・精算機内収容通貨に関する特約	15
24. 保険料分割払特約（一般）	15
25. 保険料分割払特約（大口）	16
26. 協定保険価額特約	17
27. 実損支払特約	18
28. 縮小支払特約	18
29. サイバー攻撃補償対象外特約 自動付帯	18
30. 共同保険に関する特約	19

自動付帯と記載がある特約は、ご契約の内容・条件により自動的にその特約が付帯されます。
自動付帯される条件については、「○自動的に付帯される特約」をご参照ください。

盗難保険普通保険約款

第1章 補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、窃盗または強盗（これらの未遂を含みます。以下「盗難」といいます。）の事故によって保険証券記載の収容場所（日本国内に所在するものに限ります。以下「収容場所」といいます。）内の保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して、この約款に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

（1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失
- ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の法定代理人の故意または重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 次のいずれかに該当する者が単独または他人と共謀して行った盗難
ア、保険契約者または被保険者の使用人
イ、保険契約者または被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）と同居の親族
ウ、保険の対象の使用または管理を委託された者

（2）当社は、次のいずれかに該当する事由の際における盗難によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、騒擾もしくはこれらに類似の集団行動（「暴動、騒擾もしくはこれらに類似の集団行動」とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上もしくはこれに準ずる規模またはこれを超える規模にわたり平穩が害される状態または被害を生ずる状態をいいます。）または労働争議
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 台風、旋風、暴風、暴風雨その他の風災、雪災または豪雪、雪崩等の雪災
- ④ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災
- ⑤ 火災または破裂・爆発（「破裂・爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。以下この条において同様とします。）
- ⑥ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下⑥において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染

- （3）当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 盗難の際に生じた火災または破裂・爆発による損害
 - ② 棚卸しの際に発見された数量の不足による損害
 - ③ 盗難発生後60日以内に知ることができなかった盗難による損害
 - ④ 万引きその他の行為のいずれもすることなく行われた盗難による損害
ア、収容場所への不法侵入
イ、暴行または脅迫
 - ⑤ 次のいずれの者も収容場所に不在であった間に生じた盗難による損害。ただし、その不在期間が72時間を超えない場合を除きます。
ア、保険契約者
イ、被保険者
ウ、保険の対象の使用または管理を委託された者

第3条（保険の対象の範囲）

- （1）この保険契約における保険の対象は、収容場所内に所在する保険証券記載の動産とします。
- （2）次に掲げる物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
 - ① 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
 - ② 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品
 - ③ 稿本、設計書、図案、鋳型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

第4条（保険価額）

この保険契約においては、損害が生じた地および時における保険の対象の価額（保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。）をもって保険価額とします。

第5条（保険金の支払額）

- （1）当社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
- （2）盗取された保険の対象を回収することができた場合において、保険契約者または被保険者がそのために支出した必要な費用は、（1）の損害の額に含まれるものとします。ただし、保険価額から（1）の規定による損害の額を差し引いた残額を限度とします。
- （3）保険金額が保険価額と同額である場合またはこれを超える場合は、当社は、1回の事故につき、保険価額を限度とし、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\begin{array}{lcl} \text{（1）および} & & \text{保険証券記載の免責} \\ \text{（2）の規定による損害の額} & - & \text{金額（以下「免責金額」といいます。）} \\ & = & \text{保険金の額} \end{array}$$

- （4）保険金額が保険価額より低い場合は、当社は、保険金額を限度とし、1回の

事故につき、次の算式によって算出した額を保険金として、支払います。

$$\left(\begin{array}{l} (1) \text{ および} \\ (2) \text{ の規定に} \\ \text{よる損害の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{免責} \\ \text{金額} \end{array} \right) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{保険金の額}$$

(5) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(3) または (4) の規定を適用します。

第6条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

(1) 当社は、2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、①に規定する総損害額を損害の額、②に規定する総保険価額を保険価額とそれぞれみなし、前条(3) または (4) の規定を適用して算出した額を保険金として支払います。

① 総損害額

それぞれの保険の対象について、前条(1) および (2) の規定により算出した損害の額の合計額をいいます。

② 総保険価額

それぞれの保険の対象の保険価額の合計額をいいます。

(2) (1) の場合において、それぞれの保険の対象について支払うべき保険金の額は、それぞれの保険の対象に生じた損害の額の割合によって(1) の規定により算出した保険金の額を比例配分して算出するものとします。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等（この保険契約における保険の対象について締結された第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、支払限度額（第5条（保険金の支払額）(1) および (2) の規定による損害の額から、1回の事故につき、免責金額を控除した残額をいいます。この場合において、他の保険契約等にこの保険契約の免責金額より低い額がある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。以下この条において同様とします。）を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1) の場合において、他の保険契約等に再調達価額（保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。）を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第1条（保険金を支払う場合）の保険金について、その他の保険契約等がないものとして(1) の規定に基づいて算出した額を支払います。

第2章 基本条項

第8条（保険責任の始期および終期）

(1) 当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。

(2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第9条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2) に規定する事実がなくなった場合

② 当社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。（当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）

③ 保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(4) (2) の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずに発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第10条（通知義務）

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知はありません。

- ① 保険の対象の収容方法を変更したこと。
 - ② 保険の対象の警備方法を変更したこと。
 - ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生したこと。
- (2) (1) の事実の発生によって危険増加（告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。）が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2) の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。
- (6) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7) (6) の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- 第11条（保険契約者の住所変更）**
保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- 第12条（保険の対象の譲渡）**
(1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
(2) (1) の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款

および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1) の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

- (3) 当会社が(2) の規定による承認をする場合には、第15条（保険契約の失効）(1) の規定にかかわらず、(2) の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第13条（保険の対象の調査）

当会社は、いつでも保険の対象またはその収容場所もしくは収容施設を調査することができます。

第14条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第15条（保険契約の失効）

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。

- ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第34条（保険金支払後の保険契約）(2) の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
 - ② 保険の対象が譲渡された場合
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1) の規定を適用します。

第16条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第18条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第19条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下③において同様とします。）に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事実がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。）を解除することができます。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した第1条の事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。
- 第20条（保険契約解除の効力）**
- 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- 第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）**
- (1) 第9条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額について、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 当社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を

- 怠った場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。
- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第22条（保険料の返還－無効または失効の場合）

- (1) 第14条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、既経過期間中に、第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が発生していた場合には、その保険金相当額に対応する保険料は返還しません。

第23条（保険料の返還－取消しの場合）

- 第16条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

- (1) 第17条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険契約締結時に遡って、取消前の保険金額に対応する保険料から取消後の保険金額に対応する保険料を差し引いた残額を返還します。
- (2) 第17条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当社は、①の額から②の額を差し引いて、その残額を返還します。ただし、既経過期間中に、第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が発生していた場合には、その保険金相当額に対応する保険料は返還しません。
- ① 減額前の保険金額に対応する保険料から減額後の保険金額に対応する保険料を差し引いた残額
- ② ①の額について既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料

第25条（保険料の返還・解除の場合）

- (1) 第9条（告知義務）(2)、第10条（通知義務）(2)もしくは(6)、第19条（重大事由による解除）(1)または第21条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、既経過期間中に、第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が発生していた場合には、その保険金相当額に対応する保険料は返還しません。
- (2) 第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。(1)ただし書の規定は、この場合に準用します。

第26条（事故の通知および警察への届出）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、遅滞なく警察官に届け出なければなりません。
- (3) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、事故が生じた保険の対象の収容場所もしくは収容施設を調査することまたはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)または(2)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条（損害防止義務および損害防止費用）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときにおいて、第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由に該当しないときおよび第8条（保険責任の始期および終期）(3)または第21条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(4)の規定が適用されないときは、当会社はその費用を負担します。ただし、保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。）から第1条の保険金の額を差し引いた残額を限度とします。
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の額 − 損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額 = 損害の額

- (4) 第5条（保険金の支払額）(4)、第6条（包括して契約した場合の保険金の支

払額）および第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第7条(1)の規定中「支払限度額（第5条（保険金の支払額）(1)および(2)の規定による損害の額から、1回の事故につき、免責金額を控除した残額をいいます。この場合において、他の保険契約等によるこの保険契約の免責金額より低い額がある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。以下この条において同様とします。）」とあるのは「それぞれの保険契約もしくは共済契約の保険金額の合計額（それぞれの保険契約または共済契約の保険金額の合計額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。）からそれぞれの保険契約もしくは共済契約によって支払われるべき保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額または第27条（損害防止義務および損害防止費用）(2)本文によって当会社が負担する費用のいずれか低い額」と読み替えるものとします。

第28条（盗難品発見後の通知義務）

保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第29条（残存物および盗難品の帰属）

- (1) 当会社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思表示しないかぎり、当会社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当会社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、盗取の損害は生じなかったものとみなします。この場合、回収されるまでの間に保険の対象に生じた損傷または汚損の損害（第5条（保険金の支払額）(2)の費用を含みます。）に対して保険金を請求することができます。
- (3) 保険の対象に生じた盗取の損害について、当会社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払った場合は、当会社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によって、その保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (4) 当会社が保険の対象について生じた盗取の損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して1年以内に保険の対象が回収された場合は、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額（第5条（保険金の支払額）(2)の費用に対する保険金に相当する額を含みます。）を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。この場合、回収されるまでの間に保険の対象に生じた損害（同条(2)の費用を含みます。）に対して保険金を請求することができます。

第30条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害見積書

- ③ 所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ④ その他当会社が次条（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- （３）当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （４）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（３）の規定に違反した場合または（２）もしくは（３）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第31条（保険金の支払時期）

- （１）当会社は、被保険者が前条（２）の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（保険価額を含みます。）および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （２）（１）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（１）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① （１）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
 - ② （１）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ （１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- （３）（１）および（２）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保

険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、（１）または（２）の期間に算入しないものとします。

第32条（時効）

保険金請求権は、第30条（保険金の請求）（１）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第33条（代位）

- （１）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- （２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- （３）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第34条（保険金支払後の保険契約）

- （１）第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払った場合は、保険金額からその支払った額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の保険期間に対する保険金額とします。
- （２）保険金額（第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払った場合には、（１）の規定を適用した額とします。）と同額の保険金を支払った場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
- （３）（２）の規定により、保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。
- （４）おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、（１）から（３）までの規定を適用します。

第35条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- （１）この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- （２）（１）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- （３）保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第36条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するもの
とします。

第37条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 短期料率表

既経過期間	7日まで	15日まで	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	1年まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

特約

○自動的に付帯される特約

ご契約の内容・条件により、自動的に付帯される特約は下表のとおりです。自動的に付帯される特約は、保険証券には表示されない場合があります。

※お申し出により任意に付帯することができる特約につきましては、保険証券に表示しております。

ご契約の内容・条件	自動的に付帯される特約	掲載頁
次に掲げる特約を付帯するご契約 商品・製品等包括契約特約、 事業用通貨・小切手等包括契約特約、事業用特定動産契約特約	告知等変更特約	9
1 敷地内（注）あたりの保険金額の合計額（他の保険契約等を含みます。）が10億円以上の敷地内（注）に所在する保険の対象である場合	テロ危険等補償対象外特約	14
保険期間の初日が2024年1月1日以降のご契約のうち、保険契約者および被保険者が事業者（個人事業主を含みます。）のご契約	サイバー攻撃補償対象外特約	18

（注）「敷地内」とは、特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

1. 商品・製品等包括契約特約

この保険契約における保険の対象は、盗難保険普通保険約款第3条（保険の対象の範囲）の規定にかかわらず、この特約に従い、同条の規定による保険の対象のうち、その用途が商品・製品等（商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。）であるものに限ります。

2. 事業用通貨・小切手等包括契約特約

第1条（保険の対象の範囲）

（1）この保険契約における保険の対象は、盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険の対象の範囲）の規定にかかわらず、同条の規定による保険の対象のうち、被保険者が事業のために所有する通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類するものに限ります。

（2）（1）の規定にかかわらず、いかなる場合でも、白地小切手および白地手形は保険の対象に含まれません。

第2条（保険金を支払わない場合）

保険の対象が通貨または小切手・手形の場合は、当会社は、普通約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、収容場所が営業時間外である間（営業を行わない収容場所である場合は、時間を問いません。）に、施設された金庫（耐火定置式のものを行い、手提げ金庫等可搬型のものを除きます。）の内部に収容されていない保険の対象に生じた損害に対して、保険金を支払いません。

第3条（損害防止義務－小切手・手形の場合）

（1）保険契約者または被保険者は、保険の対象である小切手または手形について盗難による損害が発生した場合は、直ちに次の措置を行わなければなりません。

① 公示催告および除権判決の申立て

② 振出人または引受人に対する盗難発生のお知らせおよび盗難手形・小切手の支払指定銀行に対する支払停止の依頼

（2）保険契約者または被保険者が、（1）の措置を直ちに行わなかった場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（3）保険契約者または被保険者が（1）①の手続に要した費用は、普通約款第5条（保険金の支払額）（1）の損害の額に含まれるものとします。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

3. 事業用特定動産契約特約

この保険契約における保険の対象は、盗難保険普通保険約款第3条（保険の対象の範囲）の規定にかかわらず、この特約に従い、同条の規定による保険の対象のうち、その用途が被保険者の事業用であるものに限ります。

4. 生活用特定動産契約特約

この保険契約における保険の対象は、盗難保険普通保険約款第3条（保険の対象の範囲）の規定にかかわらず、この特約に従い、同条の規定による保険の対象のうち、その用途が被保険者の生活用であるものに限ります。

5. 家財一式契約特約

第1条（保険の対象の範囲）

（1）この保険契約における保険の対象は、盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険の対象の範囲）の規定にかかわらず、この特約に従い、保険証券記載の保険の対象の所在地に所在する被保険者の居住の用に供される住宅建物（共同住宅の場合においては占有部分をいい、敷地内の付属の物置を含みます。以下「住宅」といいます。）内に所在する被保険者が所有する生活用の動産とします。

（2）次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- ① 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含みます。）および原動機付自転車
- ② ヨット、モーターボートおよびボート
- ③ 動物および植物

（3）次に掲げる物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。

- ① 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
- ② 貴金属、宝玉石および宝飾品ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品
- ③ 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

（4）被保険者と生計を共にする親族の所有する家財で住宅内に収容されているものは、保険の対象に含まれます

第2条（保険金の支払額）

（1）普通約款第5条（保険金の支払額）（1）の規定にかかわらず、保険の対象の1個または1組につき生じた盗難による損害の額が、保険金額の5%に相当する額を超えた場合は、この特約に従い、保険金額の5%に相当する額をその保険の対象の損害額とみなします。

（2）当社は、普通約款第5条（保険金の支払額）（3）および（4）の規定にかかわらず、保険金額または保険価額のいずれか低い額を限度とし、次の算式によって算出した額を、この特約に従い、保険金として支払います。

（1）および普通約款 第5条（1）、（2） の規定による損害の額	保険証券 記載の免 責金額	＝	保険金の額
--	---------------------	---	-------

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

6. 自動二輪車等収容場所外危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、この特約に従い、盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害のほか、保険の対象である自動二輪車、

原動機付自転車または自転車収容場所外にある間に生じた盗難による盗取、損傷または汚損の損害について保険金を支払います。

（2）当社は、この保険契約においては、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）（3）④または⑤の規定を適用しません。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、前条の規定にかかわらず、保険の対象が施設されていない間に生じた盗難による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

7. 告知等変更特約

第1条（この特約が適用される範囲）

この特約は、保険法（平成20年法律第56号）第36条第4号の規定に該当する保険契約に適用されます。

第2条（告知義務）

当社は、この特約に従い、盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第9条（告知義務）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

第9条（告知義務）

（1）保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書の記載事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

（2）当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（3）（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① （2）に規定する事実がなくなった場合
- ② 当会社が保険契約締結の際、（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
- ③ 保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生前に、保険契約申込書の記載事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④ 当会社が、（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

- (4)(2)に規定する事実が、当社が保険契約申込書において定めた危険（損害の発生の可能性をいいます。）に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、(2)の規定を適用しません。ただし、他の保険契約等に関する事項については、(2)の規定を適用します。
- (5)(2)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (6)(5)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第3条（通知義務）

当社は、この特約に従い、普通約款第10条（通知義務）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

第10条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社に申し出る必要はありません。
- ① 保険の対象の収容方法を変更したこと。
 - ② 保険の対象の警備方法を変更したこと。
 - ③ ①および②のほか、保険契約申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実（保険契約申込書の記載事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生すること。
- (2)(1)の事実がある場合（(4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。）には、当社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4)(1)に規定する手続を怠った場合には、当社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が承認請求書を受領するまでの間に生じた第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)①から③までに規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときは除きます。
- (5)(4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第4条（保険の対象の調査）

当社は、この特約に従い、普通約款第13条（保険の対象の調査）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

第13条（保険の対象の調査）

- (1) 当社は、いつでも保険の対象またはその収容場所もしくは収容施設を調査することができます。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険の対象を占有する者が、正当な理由がなく(1)の調査を拒んだ場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、(2)に規定する拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には適用しません。

第5条（保険金額の調整）

当社は、この特約に従い、普通約款第17条（保険金額の調整）(1)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

第17条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていた場合であっても、保険契約者は、その超過部分について、この保険契約を取り消すことはできません。

第6条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

当社は、この特約に従い、普通約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 告知等変更特約第2条（告知義務）の規定により読み替えて適用される第9条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 告知等変更特約第3条（通知義務）の規定により読み替えて適用される第10条（通知義務）(1)の事実が生じた場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、同条(1)の事実が生じた時以降の期間（保険契約者または被保険者の申出に基づく、同条(1)の事実が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 当社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (4)(1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、告知等変更特約第3条（通知義務）の規定により読み替えて適用される第10条（通知義務）(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。
- (6)(1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7)(6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第7条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

当会社は、この特約に従い、普通約款第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

第17条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、①の額から②の額を差し引いて、その残額を返還します。ただし、既経過期間中に、第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が発生していた場合には、その保険金相当額に対応する保険料は返還しません。

- ① 減額前の保険金額に対応する保険料から減額後の保険金額に対応する保険料を差し引いた残額
- ② ①の額について既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料

第8条（保険料の返還－解除の場合）

当会社は、この特約に従い、普通約款第25条（保険料の返還－解除の場合）(1)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

第25条（保険料の返還－解除の場合）

(1)告知等変更特約第2条（告知義務）の規定により読み替えて適用される第9条（告知義務）(2)、同特約第3条（通知義務）の規定により読み替えて適用される第10条（通知義務）(2)、同特約第4条（保険の対象の調査）の規定により読み替えて適用される第13条（保険の対象の調査）(2)、第19条（重大事由による解除）(1)または同特約第6条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）の規定により読み替えて適用される第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、既経過期間中に、第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が発生していた場合には、その保険金相当額に対応する保険料は返還しません。

第9条（損害防止義務および損害防止費用）

当会社は、この特約に従い、普通約款第27条（損害防止義務および損害防止費用）(2)および(4)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

(2)(1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときにおいて、第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由に該当しないときおよび第8条（保険責任の始期および終期）(3)または告知等変更特約第6条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により読み替えて適用される第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(4)の規定が適用されないときは、当会社は、これを負担します。ただし、保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。）から第1条の保険金の額を差し引いた残額を限度とします。

(4)第5条（保険金の支払額）(4)、第6条（包括して契約した場合の保険金の支払額）および第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第7条(1)の規定中「支払限度額（第5条（保険金の支払額）(1)および(2)の規定による損害の額から、1回の事故につき、免責金額を控除した残額をいいます。この場合において、他の保険契約等はこの保険契約の免責金額より低い額がある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。以下この条において同様とします。）」とあるのは「それぞれの保険契約もしくは共済契約の保険金額の合計額（それぞれの保険契約または共済契約の保険金額の合計額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。）からそれぞれの保険契約もしくは共済契約によって支払われるべき保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額または告知等変更特約第9条（損害防止義務および損害防止費用）(2)本文によって当会社が負担する費用のいずれか低い額」と読み替えるものとします。

第10条（保険金の請求）

当会社は、この特約に従い、普通約款第30条（保険金の請求）（2）③の規定中、「次条（1）」とあるのは「告知等変更特約第11条（保険金の支払時期）の規定により読み替えて適用される第31条（保険金の支払時期）（1）」と読み替えて適用します。

第11条（保険金の支払時期）

当会社は、この特約に従い、普通約款第31条（保険金の支払時期）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

第31条（保険金の支払時期）

（1）当会社は、被保険者が前条（2）の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（保険価額を含みます。）および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① （1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
- ② （1）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ （1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

- ⑤ 損害を受けた保険の対象または損害発生事由が特殊である場合において、（1）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日

（3）（2）①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、（2）①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、（2）①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

（4）（1）から（3）までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）から（3）までの期間に算入しないものとします。

第12条（他の特約が付帯されている場合の読替え）

この保険契約に他の特約が付帯されている場合で、その特約の規定中、この特約で読み替えるべき普通約款の規定を参照、準用または適用するときは、その特約に特段の約定がないかぎり、この特約により読み替えられた普通約款の規定を参照、準用または適用することとします。

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

8. 万引危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）（3）④の規定にかかわらず、この特約に従い、万引きその他収容場所への不法侵入、暴行または脅迫の行為のいずれもすることなく行われた盗難による損害について保険金を支払います。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

9. 不在危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）（3）⑤の規定にかかわらず、この特約に従い、保険契約者、被保険者または保険の対象の使用または管理を委託された者のいずれも72時間を超えて収容場所に不在であった間に生じた盗難による損害について、保険金を支払います。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通

約款の規定を準用します。

10. 機械警備条件付不在危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）（3）⑤の規定にかかわらず、収容場所の機械警備が有効に機能中である場合に限り、この特約に従い、保険契約者、被保険者または保険の対象の使用または管理を委託された者のいずれも72時間を超えて収容場所に不在であった間に生じた盗難による損害について、保険金を支払います。

（2）（1）の規定中「機械警備が有効に機能中」とは、警備業法（昭和47年法律第117号）に定める警備業者が行う同法に定める機械警備業務が収容場所に施されており、かつ、有効に機能している状態をいいます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

11. 168時間までの機械警備条件付不在危険補償特約

（1）当社は、この特約に従い、収容場所の機械警備が有効に機能中である場合に限り、盗難保険普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）（3）⑤の規定中「72時間」とあるのを「168時間」と読み替えて適用します。

（2）（1）の規定中「機械警備が有効に機能中」とは、警備業法（昭和47年法律第117号）に定める警備業者が行う同法に定める機械警備業務が収容場所に施されており、かつ、有効に機能している状態をいいます。

12. 施錠中危険のみ補償特約

当社は、盗難普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、収容場所が営業時間外である間（営業を行わない収容場所である場合は、時間を問いません。）において、保険の対象の収容場所である建物またはその開口部が破壊され、または挟き開けられることなく、保険の対象に生じた損害に対しては、この特約に従い、保険金を支払いません。

13. 営業時間外の金庫外危険補償対象外特約

当社は、盗難保険普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この特約に従い、収容場所が営業時間外である間（営業を行わない収容場所である場合は、時間を問いません。）に施錠された金庫（耐火定置式のものをいい、手提げ金庫等可搬型のものを除きます。）の内部に収容されていなかった保険の対

象に生じた損害について、保険金を支払いません。

14. 営業時間外の金庫内危険のみ補償特約

当社は、盗難保険普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この特約に従い、次の損害に対して保険金を支払いません。

- ① 収容場所が営業時間内である間に生じた損害
- ② 収容場所が営業時間外である間において、施錠された金庫（耐火定置式のものをいい、手提げ金庫等可搬型のものを除きます。）の内部に収容されていない保険の対象に生じた損害

15. 営業時間内危険補償対象外特約

当社は、盗難保険普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この特約に従い、収容場所が営業時間内である間に保険の対象に生じた損害については、保険金を支払いません。

16. 金庫外危険補償対象外特約

当社は、盗難保険普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この特約に従い、施錠された金庫（耐火定置式のものをいい、手提げ金庫等可搬型のものを除きます。）の内部に収容されていなかった保険の対象に生じた損害について、保険金を支払いません。

17. 金庫外の盗難危険に関する

縮小支払・支払限度額特約

第1条（保険金の支払額）

（1）当社は、この特約に従い、収容場所が①に規定する状態である間に金庫内に収容されていない、保険価額が1点または1組あたり②に規定する金額以上の③の保険の対象に生じた盗難による損害について、盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定およびこの保険契約に付帯されたすべての特約（支払限度額を定めた特約（保険金額よりも低い額を支払限度額とし、その額を限度に保険金を支払う旨を定めた特約をいいます。）が付帯された場合には、その支払限度額の規定を適用せずに算出した保険金の支払額とします。）の規定によって算出した保険金の支払額に、④に規定する縮小払割合を乗じて得た額を、⑤に規定する支払限度額（この特約とは別に支払限度額を定めた特約がある場合には、その特約の支払限度額と⑤の支払限度額のいずれか低い額とします。）を上限に保険金を支払います。

① 収容場所の状態（該当する項目に○印）

☐	常時（営業時間内および営業時間外）
☐	営業時間外（営業を行わない収容場所である場合は、時間を問いません。）

② 1点または1組あたりの保険価額（該当する項目に○印）

☐	0千円（保険価額にかかわらず全品）
☐	[] 千円

③ 保険の対象（該当する項目に○印）

☐	保険証券記載の収容場所に保管中の保険の対象
☐	[]

④ 縮小払割合（該当する項目に○印）

☐	100%（適用なし）
☐	[] %

⑤ 支払限度額（該当する項目に○印）

☐	保険証券記載の支払限度額
☐	[] 千円

（2）（1）の「金庫内に収容」とは、保険証券記載の収容場所で金庫（耐火定置式のものを行い、手提げ金庫等可搬型ものを除きます。）の内部に施錠して収容されている状態をいいます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

18. 金庫外の盗難危険補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

（1）当社は、盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この特約に従い、収容場所が①に規定する状態である間に金庫内に収容されていない、保険価額が1点または1組あたり②に規定する金額以上の③の保険の対象に生じた盗難による損害について、保険金を支払いません。

① 収容場所の状態（該当する項目に○印）

☐	常時（営業時間内および営業時間外）
☐	営業時間外（営業を行わない収容場所である場合は、時間を問いません。）

② 1点または1組あたりの保険価額（該当する項目に○印）

☐	0千円（保険価額にかかわらず全品）
--------------------------	-------------------

☐	[] 千円
--------------------------	--------

③ 保険の対象（該当する項目に○印）

☐	保険証券記載の収容場所に保管中の保険の対象
☐	[]

（2）（1）の「金庫内に収容」とは、保険証券記載の収容場所で金庫（耐火定置式のものを行い、手提げ金庫等可搬型ものを除きます。）の内部に施錠して収容されている状態をいいます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

19. テロ危険等補償対象外特約

当社は、この特約に従い、盗難保険普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由における盗難による損害（次のいずれかの事由そのものが盗難として行われた場合を含みます。）に対しては保険金を支払いません。

- ① テロ行為（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、当該主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。）
- ② 生化学物質による汚損、損傷または破壊

20. 支払限度額特約

第1条（保険金の支払額）

当社は、この特約に従い、盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定およびこの保険契約に付帯されたすべての特約の規定によって算出した保険金の支払額を、保険証券記載の支払限度額を限度に支払います。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

21. 他保険優先払特約

第1条（免責金額の変更）

当社は、当会社が引き受ける別の盗難保険契約または動産総合保険契約（保険の対象の収容場所を警備する警備業者を保険契約者とする契約に限ります。以下「警備業者の保険契約」といいます。）で保険金が支払われる場合は、この特約に従い、盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第5条（保険金の支払額）の規定に「保険証券記載の免責金額（以下「免責金額」といいます。）または「免

責金額」とあるのを、次の額と読み替えて適用します。

次の①の額または②および③の合計額のいずれが高い額

① 保険証券記載の免責金額

② 警備業者の保険契約の支払責任額

③ 警備業者の保険契約の免責金額またはこの保険契約の免責金額のいずれか低い額

第2条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

普通約款第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、他の保険契約等が警備業者の保険契約である場合にかぎり、この保険契約で支払うべき保険金の額は同条（1）②の規定に従い、算出するものとします。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

22. 特殊景品追加特約

この保険契約における保険の対象は、事業用通貨・小切手等包括契約特約第1条（保険の対象の範囲）の規定にかかわらず、同条の規定による保険の対象および特殊景品とします。

23. 自販機・精算機内収容通貨に関する特約

第1条（保険の対象の範囲）

この保険契約における保険の対象は、事業用通貨・小切手等包括契約特約（以下「通貨・小切手特約」といいます。）第1条（保険の対象の範囲）または盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険の対象の範囲）の規定にかかわらず、被保険者が事業のために所有する保険証券記載の自動販売機または精算機（以下「機体」といいます。）内に収容された通貨とします。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては保険金を支払いません。

① 偽造・変造通貨（日本国以外の通貨を含みます。）の使用に起因する損害

② 機体が破壊されることなく機体内部の通貨に生じた損害

③ 機体の故障または変調もしくは乱調に起因してまたは随伴して、通貨が規定額を超えて出ることによって生じた損害

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および通貨・小切手特約の規定を準用します。この場合において、通貨・小切手特約第2条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

24. 保険料分割払特約（一般）

第1条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料（この保険契約に定められた総保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第2条（分割保険料の払込方法）

（1）保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料（「分割保険料」とは、この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割したものをいいます。以下同様とします。）を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに払い込まなければなりません。

（2）第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、払込期日が提携金融機関（当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下この条において同様とします。）の休業日に該当し、口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

（3）第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の払込期日が保険期間の初日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割保険料の払込期日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（第1回分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（追加保険料の払込み）

（1）当会社が盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第21条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）（1）、（2）または（6）および第8条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

（2）保険契約者が（1）の追加保険料の払込みを怠った場合の取扱いについては、当会社は、普通約款第21条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）（1）、（2）または（6）の追加保険料ごとの同条の規定を適用します。

第5条（第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責）

当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末を経過した後もその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（保険契約が終了する場合の保険料払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、普通約款の規定に従い、保険金の支払によ

りこの保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険金の支払いを受ける以前に未払込保険料（年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた残額をいいます。以下同様とします。）の全額を一時に払い込まなければなりません。

第7条（解除－分割保険料不払の場合）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（払込期日の翌月の払込期日をいいます。以下②において同様とします。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

（2）（1）の解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

- ① （1）①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
- ② （1）②による解除の場合は、次回払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日

（3）（1）の規定により当会社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。

- ① 当会社が既に領収した保険料の総額
- ② 既経過期間に対する保険料（既経過期間中に保険金を支払うべき損害が発生していた場合には、その保険金相当額に対応する保険料については年額保険料とします。）

第8条（保険料の返還または請求）

普通約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

25. 保険料分割払特約（大口）

第1条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、この保険契約の総保険料が当会社が別に定める額を超える場合に限り、保険契約者がこの保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第2条（分割保険料の払込方法等）

（1）保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料（「分割保険料」とは、この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割したものをいいます。以下同様とします。）を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに払い込まなければなりません。

（2）第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、払込期日が提携金融機関（当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等

をいいます。以下この条において同様とします。）の休業日に該当し、口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日に分割保険料の払込みがあったものとみなします。

（3）第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の払込期日が保険期間の初日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割保険料の払込期日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（第1回分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（追加保険料の払込み）

（1）当会社が盗難保険普通約款（以下「普通約款」といいます。）第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）、（2）または（6）および第8条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

（2）保険契約者が（1）の追加保険料の払込みを怠った場合の取扱いについては、当会社は、普通約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）、（2）または（6）の追加保険料ごとの同条の規定を適用します。

第5条（第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責）

当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末を経過した後もその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（保険契約が終了する場合の保険料払込み）

この保険契約の総保険料の払込みを完了する前に、普通約款の規定に従い、保険金の支払によりこの保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険金の支払いを受ける以前に未払込保険料（この保険契約の総保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた残額をいいます。以下同様とします。）の全額を一時に払い込まなければなりません。

第7条（解除－分割保険料不払の場合）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（払込期日の翌月の払込期日をいいます。以下②において同様とします。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

（2）（1）の解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

- ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
- ② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
- (3) (1)の規定により当社が保険契約を解除した場合は、当社は①の額と②の額の差額を返還または請求します。
- ① 既経過期間に対する保険料（既経過期間中に保険金を支払うべき損害が発生していた場合には、その保険金相当額に対応する保険料については保険証券記載の保険期間分の保険料とします。）
- ② 当社が既に領収した保険料の総額

第8条（保険料の返還または請求）

普通約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

26. 協定保険価額特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の特約が付帯された保険契約には適用されません。

- ① 商品・製品等包括契約特約
- ② 事業用通貨・小切手等包括契約特約
- ③ 家財一式契約特約

第2条（協定保険価額）

- (1) 当社と保険契約者または被保険者は、協定保険価額（保険の対象の価額として、契約締結時に協定した価額をいい、契約締結時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。以下同様とします。）を定めるものとします。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象について、部品の装着等によって保険の対象の価額が著しく増加した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に通知し、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険の対象に部品の取りはずし等が生じ、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者または被保険者は、当社に対する通知をもって、協定保険価額および保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。
- (4) (2) および (3) の場合、当社と保険契約者または被保険者は、将来に向かって、保険証券記載の協定保険価額に (2) の事由によって増加した価額を加えた額または保険証券記載の協定保険価額から (3) の事由によって減少した価額を差し引いた額に、協定保険価額および保険金額を変更するものとします。
- (5) (4) の場合には、当社は、変更前の保険金額に対応する保険料と変更後の保険金額に対応する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

- (6) (5) の規定に従い、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、承認の請求がなかったものとして、この特約（盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯される他の特約を含みます。）に従い、保険金を支払います。

第3条（保険金額の調整）

この特約が適用されている場合には、当社は、普通約款第17条（保険金額の調整）(1) の規定は適用しません。

第4条（保険価額）

当社は、普通約款第4条（保険価額）の規定にかかわらず、保険証券の「保険価額」欄に記載の金額をもって、保険の対象の保険価額とします。

第5条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）

協定保険価額が普通約款第4条（保険価額）に定める保険価額を著しく超える場合は、前条の規定を適用しません。

第6条（価額の評価のための告知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象の協定保険価額を定めるに際し、当社が保険の対象の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険の対象の協定保険価額を定めるに際し、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって当社が保険の対象の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、事実を告げずまたは事実と異なることを告げ、その結果として第2条（協定保険価額）の規定により定めるべき額と異なった協定保険価額が定められた場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① (2) の事実がなくなった場合
- ② 保険の対象の協定保険価額を定める際、当社が (2) の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
- ③ 保険契約者または被保険者が、保険の対象の価額を評価するために必要な事項について、書面をもって訂正を申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社は、訂正の申出を受けた場合には、その訂正を申し出た事実が、保険の対象の協定保険価額を定める際に当社に告げられていたとしても、当社が、この特約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④ 当社が (2) の規定による解除の原因があることを知った時からその日を含めて30日を経過した場合

- (4) (2) の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害の発生した後になされた場合であっても、当社は、その損害については、第4条（保険価額）の規定にかかわらず、普通約款第4条（保険価額）の規定を適用します。この場合において、既に第4条の規定を適用して保険金を支払っていた

ときは、当会社は、普通約款第4条の規定を適用して算出した保険金との差額の返還を請求することができます。

(5)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(6)(5)の規定に従い、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、第4条（保険価額）の規定にかかわらず、普通約款第4条（保険価額）の規定を適用します。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

27. 実損支払特約

第1条（保険金の支払額）

当会社は、盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第5条（保険金の支払額）（4）の規定にかかわらず、保険金額が保険価額よりも低い場合は、この特約に従い、同条（4）の算式中「保険価額」とあるのを「保険証券記載の付保割合と保険価額を乗じて得た額」と読み替えて、支払うべき保険金の額を算出します。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

28. 縮小支払特約

第1条（保険金の支払額）

(1) 当会社は、この特約に従い、盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定およびこの保険契約に付帯された全ての特約の規定によって算出した保険金の支払額に対して、保険証券記載の縮小割合を乗じて得た額を保険金として支払います。

(2)(1)の規定にかかわらず、支払限度額を定めた特約（保険金額よりも低い額を支払限度額とし、その額を限度に保険金を支払う旨を定めた特約をいいます。以下、「支払限度額特約」といいます。）がこの保険契約に付帯された場合には、この特約の規定を適用して算出した保険金の額に対して、支払限度額特約の規定を適用するものとします。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

29. サイバー攻撃補償対象外特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ、モバイル通信機器、端末装置等の情報処理機器もしくは設備またはこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器もしくは設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、次に掲げるものを含みます。 ① 通信用回線 ② ソフトウェアまたは電子データ ③ クラウド、ホスティング等のサービスにより利用されるもの
サイバーインシデント	次のいずれかに該当するものをいいます。 ① サイバー攻撃により生じた事象 ② サイバー攻撃以外の事由により生じた次のいずれかに該当する事象 ア. ソフトウェア、電子データの損壊、書換え、消失または流出 イ. コンピュータシステムへアクセスすることが不可能になること、または制限されること ウ. アおよびイ以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの停止、機能不全、誤作動または不具合
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連した不正な行為または犯罪行為をいい、次に掲げるものを含みます。 ① 正当な使用権限を有さない者による、または正当な使用目的もしくはアクセス方法ではない不正アクセス ② コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊その他のコンピュータシステムに関する障害を意図的に引き起こす行為 ③ マルウェアなどの不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール（第三者にインストールさせる行為を含みます。） ④ コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に電子データを入手する行為

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、盗難保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保

険金を支払う場合)の規定にかかわらず、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合の適用除外）

当会社は、第1条（用語の定義）「サイバーインシデント」の定義②に規定する事象によって生じた損害に対しては、前条の規定を適用しません。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

30. 共同保険に関する特約

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更に係る書類等の受領もしくは承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領または承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書等の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生 の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条に掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

MEMO

保険証券に表示された特約の略称は、この約款・特約集の中で下記のことをいいます。

略 称	正 式 名 称	略 称	正 式 名 称
商品製品等包括	商品・製品等包括契約特約	施錠中危険のみ補償	施錠中危険のみ補償特約
通貨・小切手等包括	事業用通貨・小切手等包括契約特約	営業時間外の金庫外対象外	営業時間外の金庫外危険補償対象外特約
家財一式	家財一式契約特約	営業時間外金庫内のみ補償	営業時間外の金庫内危険のみ補償特約
自動二輪等収容場所外補償	自動二輪車等収容場所外危険補償特約	縮小支払	縮小支払特約
事業用特定動産	事業用特定動産契約特約	支払限度額	支払限度額特約
生活用特定動産	生活用特定動産契約特約	金庫外盗難縮小・支払限度	金庫外の盗難危険に関する縮小支払・支払限度額特約
万引危険補償	万引危険補償特約	金庫外盗難補償対象外	金庫外の盗難危険補償対象外特約
不在危険補償	不在危険補償特約	他保険優先払	他保険優先払特約
機械警備条件不在補償	機械警備条件付不在危険補償特約	保険料分割払（一般）	保険料分割払特約（一般）
168H機械警備不在補償	168時間までの機械警備条件付不在危険補償特約	保険料分割払（大口）	保険料分割払特約（大口）
実損支払	実損支払特約	協定保険価額	協定保険価額特約
金庫外危険補償対象外	金庫外危険補償対象外特約	共同保険	共同保険に関する特約
営業時間内危険補償対象外	営業時間内危険補償対象外特約		

事故の受付窓口

事故のご連絡は

事故受付センター

0120-210-545（通話料無料）

受付時間：24時間・365日

＊携帯電話からでもご利用になれます。

ご相談・苦情受付窓口

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

当社へのお問い合わせ・ご相談・苦情は、以下にご連絡ください。

お客様相談室

0120-333-962（通話料無料）

受付時間：9:00～12:00 13:00～18:00

〔月～金曜日（祝日・休日および12月31日～1月3日を除く）〕

当社との間で問題を解決できない場合は

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022808〔ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）〕

受付時間：9:15～17:00

〔月～金曜日（祝日・休日および12月30日～1月4日を除く）〕

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

電話リレーサービス、IP電話からは、以下の直通電話へおかけください。

東京 03-4332-5241 近畿 06-7634-2321

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

信頼される安心を、社会へ。

SECOM セコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町2丁目6番2号 セコム損保ビル
TEL:03-5216-6111(大代表) <https://www.secom-sonpo.co.jp/>